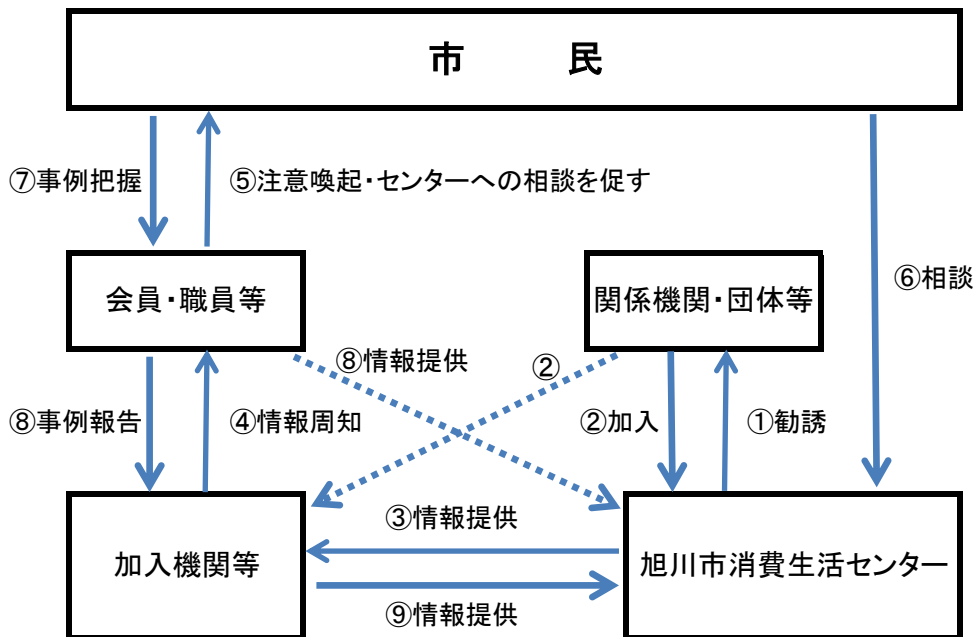


旭川市消費者被害防止ネットワークの概要



- ①消費生活センターは、関係機関・団体等に対してネットワークへの加入を勧誘する。
- ②勧誘を受けた関係機関・団体等は、必要に応じてネットワークに加入する。加入により「加入機関等」となる。
- ③消費生活センターは、加入機関等に悪質商法等に関する消費者情報をメール等で提供する。
- ④加入機関等は、③の情報を所属する会員、職員等に周知する。
- ⑤加入機関等の会員・職員等は、市民と接する機会に併せて市民に注意を喚起したり、悪質商法によって市民が困っている状況などに気付いたときは、消費生活センターへの相談（電話0166-22-8228）を促す。
- ⑥市民は、消費者トラブル等について消費生活センターに相談する。
- ⑦加入機関等の会員・職員等は、市民と接する機会に消費者被害等の把握に努める。
- ⑧加入機関等の会員・職員等は、把握した事例の加入機関等への報告及び消費生活センターへの情報提供に努める。
- ⑨加入機関等は、把握した情報を消費生活センターへ提供する。